

## 自民党・新憲法草案の危険性に抗議するアピール

2005年11月25日

自民党は、10月28日に「新憲法草案」を発表し、11月22日の結党50周年記念大会にて、正式に採択しました。自民党は昨年6月の「論点整理」の発表以来、改憲に向けて「国民世論を喚起する」として、数度にわたって改憲案を発表してきました。

小泉政権は、イラクへの自衛隊「派遣」や米軍再編への対応に見られるように、地球規模で展開するアメリカの軍事活動との一体化ともいえる協力を進めています。まさに日本は、アメリカと一緒に「戦争をする国」になりつつあるという現実があり、その「歯止め」となっている憲法9条を改定したいというのが、自民党の本音です。

自民党の「新憲法草案」には、主として以下のような危険性があるといえるでしょう。第一に、草案は9条の2として、「自衛軍の保持」を明記していますが、これは前文の平和的生存権の削除とあいまって、日本国憲法の根幹である武力によらない平和主義をないがしろにするものです。また、9条の2の3項では、自衛軍の活動として「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行なわれる活動」を規定しています。これにより、アメリカと共同での軍事行動を可能にし、国際協調の名のもと日本の自衛軍が海外で武力行使を行うことになるのです。

第二に、草案12条が「国民は、…自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」としているように、個人の権利よりも公益を優先させようとしています。また、草案前文が「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」としており、「国家に尽くす国民」を想定していることが見てとれます。この想定とともに9条に軍の保持を明記するならば、徴兵制すら止めることができなくなります。

その他、憲法改正手続や政教分離原則の緩和、軍事裁判所の設置など、多くの問題点がありますが、一言でいえば、国家権力への「歯止め」がきかない憲法への変質が意図されています。国民の生活にとっての「最後の砦」たる憲法の改悪は許してはなりません。

私たち京都憲法会議は、改憲の策動を拒み、今こそ日本国憲法を生かすべきだと考え、一層強力に運動を提起していく決意です。

京都憲法会議